

国立大学協会

會 報

昭和 29 年 11 月

第 7 号

札幌行

…東京農工大学長

愛大の構想—わたしの夢について—

…愛媛大学長

人間教育の回顧

…佐賀大学長

一、事業報告

第九回総会、役員会、委員会

…等

要望書

二、会計中間報告

昭和二十九年十一月一日現在

三、彙報

会則、役員及び委員一覧表

…等

会 報

(第七号)

国立大学協會

目 次

二、会計中間報告

札幌行 東京農工大学長 田 昭彦……一

昭和二十九・十一・一・現在額調査……………一六

愛大の構想―わたしの夢について―愛媛大学長 辻田 力……三

三、彙 報

人間教育の回顧 佐賀大学長 西 久光……四

一、事業報告

1、第一常置委員会(昭和二十九・五・十四・…)……………五

2、第九回総会(昭和二十九・六・十一・…の両日)……………六

3、要望書の提出(昭和二十九・六・十五・…)……………一四

1、国立大学協定会則……………一七

2、各役員及び各委員一覧表……………一八

3、大学における電気料金特別扱いに関する要望書……………二〇

4、大学設置審議会委員候補者推薦について……………二〇

5、岐阜大学長青木文一郎殿御逝去……………二一

6、大学卒業予定者の採用試験期日について……………二一

札幌行

東京農工大学長 田 昭 彦

九月初めに学会に出席するため久し振りで津軽海峡を渡つた。東京で友人からは飛行機で行く方が早くて結局安いとしきりに勧められたが内地の旅行は飛行機では早過ぎる、汽車と汽船で時間をかけた方が私の氣持にピッタリ合う。寝たり起きたり、顔を洗つたり、食事をとつたり日常の生活様式のテンポをなるべく変えないでゆつくり目的地に着くことがどうもノンビリすることの好きな私の氣持によく合うので飛行機は往復共に見合せた。

北海道への旅は今度で六回目位であろうか、若い頃私の専門の關係で北海道へ旅する機会は比較的多かつた。戦後昭和二十四年の初冬北大初め北海道の専門学校が新制大学に切り換はる際、大学設置審議会の委員として渡道した、当時尙占領下であつたから旅行は決して快適とは云えなかつた。此時の旅行で忘れ得ぬ記憶、しかも不愉快な想出が二つある。青森まで超満員の窮屈な汽車旅行を終え、これから四時間の連絡船では少しは休息が出来るであろうと考えた途端、意外の洗礼を受けた。頭と云はず背中と云はず噴霧器様のものを差し込まれて、十数人の白衣の者が一人々にDDTの粉末を撒くのである。之は当時内地に発疹チフスが流行し、蚤、虱等の昆虫が媒介するので此關門のみとり粉を振りまいて北海道への侵入を防ぐと云うのである。頭髮から上半身にかけて白色の粉末を徹底して振り撒くのですすが委員のお歴々も顔見合せて失笑を禁じ得なかつた。由来大きな戦争の後特に敗戦国では流行病の発生が常例であつて、主として戦地よりの帰還者が流行病特に悪質の伝染病を内地に持込むのである。しかも敗戦国の予防衛生施設は戦後の窮乏に際しては極度に不完全であるから伝染病の猛威を被ることも甚大である。敗戦日本も多分に洩れず、当時の発疹チフスが吾々の脅威であつたことは今尙記憶に新たなるところである。

斯くてDDTの洗礼を受けてから乗船、四時間の船旅を終えて函館に

上陸、函館近くの湯の川温泉に一泊することとなつた。内地よりの汗を落し、蚤取粉の不快感を除くには洵に時宜を得た入湯であつたが此湯の川行は私にとつては必しも好ましきものとならなかつた。私には持病の神経痛がある、旅行に先だち医者からも種々注意を受けたのであるが其湯の川一泊の翌朝突然神経痛が発作し歩行全く困難となつた。之が第二の不愉快な想出である。学校の視察に付けて歩けぬ限り何の意味も無い、田中発病の報に北大からは事務局長さんやら病院の先生が慇々函館まで見えられ早速注射等の手厚い看護を受け幸ひに一兩日を函館に休養して、後れ走せながら札幌で一行に参加、ドウヤラ目的の視察を終えることができた。今度の札幌行にも北大本部に島学長をお訪ねした際、事務局長さんにお会いして最初に述べた言葉は矢張其当時の御礼であつた。

この様な苦い経験から満五年、今回の札幌行きには旅の喜びを満喫することが出来た。今年の東京は夏の後半が特に気温気温が高く暑さを左程気にせぬ私も全く悲鳴をあげた。家族の者には齡のせいだと云はれたが唯其だけではなさそうだ。それだけに今回の北海道旅行は真に蘇生の思ひをなした。

さて北海道と云えば何人も農業との関連性を想ひ起すことであろう。教育研究の機關としての札幌農学校——東北帝国大学農科大学、北海道帝大農学部——現北大農学部への発展はよく知られているところであり、實際農業への貢献も亦ここに改めて述べるまでもない。今年の北海道の作柄は必しも良好とは云えぬらしい。冷乾不良の天候は八月中まで連続し稲の生育は極めて悪いとのことであつたが九月に入つて好天と高温に恵まれて幾分恢復したとのことである。元來稲は南方を原産とする植物であるから温、寒帯に移植してしかも收穫を挙げ吾々食糧の主要なものにするには実は生物学の立場からも無理が多い筈である、しかも之が達成されている其裏面にはなみなみならぬ苦心があつたわけである。日本内地の過去六十年に亘る米の収量増加特に反当収量の増加は極めて顯著なるものであつて最初篤農技術の導入に始まつた水稻の増収法は国立、府県立の農事試験場の設置により科学性が与えられ、耕種の技術は格段に改良せられた。更に品種改良に関する幾多研究の結果、季候風土

に適切にして優良なる新品種の育成が其効果を最大ならしめたと聞いている。斯くして戦争直前に於ける收穫高は六二〇〇万石を平均するに至つたのであるが急激なる人口の増加と台湾朝鮮の喪失は毎年三〇〇万噸に達する米の輸入を必要欠くべからざるものとなした。

そこで有識者と称する階層において戦後今日に至るまでいろいろと問題となつてゐるのが粉食と称する不可解な表現である。鶏を飼う場合に粒餌（つぶえさ）と称して穀粒を与える、之れに依つて肥育も産卵も甚満足に行われるのは事実である。恐らく粉食は粒食に対して農林省あたりの役人の発明でもあろうか、其は兎に角として白米節約の手段として麵類パン類を代用する之を粉食と称するに至つた。然し栄養科学を無視してまでも云うに云われざる味感を与える白米に対する吾人の執着は根柢と云うに過ぎざるバターを以て被われたるパンの一片を以ては到底扨拭し得ざる処であろう、そこで問題を少しく専門的に取扱つて見ることにする。

占領当時GHQ—NRSに勤めた一米人が東海道を西に旅行して列車の窓から眺めた行届いた田畑の耕作には甚感心したと聞いたが更に彼は田畑に一頭の牛馬を見なかつたと一驚を喫したと云う、之が北海道へ渡ると函館を出発した途端に沿線耕作地に牛馬を見るのであつて草地に繋いだ牛や馬はさも処を得たかの如く生草を餌食してゐる。洵に北海道の農業には畜産は欠くべからざるもの一つである。一片のパンに付ける根柢的のバターも北海道の畜産に負う処甚だ大である。欧米に留學した折下宿のかみさんから「何故あなたはそれ計りのバターを付けるのか、バターは此様に付けるもの」とパンに厚々とバターを付けられて面喰うのは必しも筆者のみではなからう。

然らば吾々はいつのか欧米におけるが如くバター、チーズを口に入れたと云ひ得る状態になるであらうか。政府は畜産振興の目的で農家保有の家畜の頭数を増加せしめ、農耕に畜力を利用する、其排泄物による肥効に基き地力の減退を防止する、更に優良乳牛品種の輸入により能力特に泌乳能力を増進させて産乳量の増加を計ると共に乳質の向上を期待する。総ては適當でないとは云えない。然しながら何れの方策も之を決定的ならしめるものは飼料である。飼料の問題が解決せられずして如

何なる目的の畜産も決して成立するものでない。私の友人で養鶏を計画するものが仲々沢山ある。せめて生みたて卵を自家生産して朝食の膳を賑はすのが主なる目的らしい。此相談を受けた時私の言うことは何時も定まつてゐる。曰はく優良産卵種を選ぶこと、飼料の入手を確保することこの二つである。然も期年ならずして訴えることは飼料の入手難である。小規模の養鶏も、国策である畜産振興も其成否は飼料問題の解決にかかつてゐる。市乳価格の値上に當り其理由とするところが常に飼料費の値上りにあることはよく吾々の知る処である。そこで北海道の畜産の表徴は沿線からもよく眼に付くサイローの存在であろう。円筒形の高さ二、三十尺、コンクリートの塔である。このサイローの中にはエンシレージと称する乳牛にとり極めて大切な飼料が貯蔵してある。内容は玉蜀黍の莖葉を主とするが其他、青刈りのクロバエ、大豆、牧草などを或程度圧搾して詰込み密封したもので乳酸醱酵を主とする一種の醱酵飼料、乳牛は勿論他の家畜も好んで食し冬期生鮮飼料の乏しい時期に与える大切な飼料である。青草のある間は青草を、青草のない時期はエンシレージを与えて其栄養と牛乳の生産とを計ることは農家にとつて普大低の苦心ではない。更に乳牛の大切な飼料は小麦の麩であつて蛋白質含有量一四、五%、炭水化物は五〇%に近い。しかも国内小麦生産は乳牛の麩需要を満たすに遙かに及ばない。

そこで日本の食糧と飼料との關係を極めて単純に考へて見る。日本では人間の食糧と家畜の飼料とを別々に生産してゐる。パンが喰ひたい、バタを口に入れたいと云いながら米から離れることができない。欧米を例にとれば小麦を生産してパンを作り之を人の食糧とすると同時に小麦製粉の残渣としての麩を乳牛の飼料に利用して乳の生産を上げる。勿論各家畜の飼料の問題は實際上この様に簡單ではないが此様な形式が欧米で基本線となつてゐる事は間違いない。米の麩層からも糠がとれるのであるが糠は決して良好な家畜飼料ではない。吾々は今祖先伝来の民族食糧である米を取るか或はパンとバターに切り換へるかの岐路に立つてゐるが栄養科学の面からは後者の方が優位にあると云われる。酪農振興法は十ヶ年計劃で酪農適地を選定し一地区五〇〇〇頭の乳牛を飼養する酪農々村の創設を目指して牛乳の生産を挙げんとしてゐる。之が成否も恐

らく飼料問題の解決が鍵であると信ずる。そこで当分は「米と畜産」とを両立させるためにはMSAの小麦でも我慢し「粒食と粉食」とを継続するより他に方法はあるまい。

北海道のポプラとエゾ松とに想を残して函館を後にした連絡船洞爺丸の中で此稿を終えんとしている。青い山、青い空も己に私の視界から遠ざかつている。明日の昼頃には再び都塵の人となるであろう。

(九月十二日記)

愛大の構想

——わたしの夢について——

愛媛大学学長 辻 田 力

私は一昨年春、学生生活から引続いて官庁生活という二十六年間にわたる長い東京の生活に一応のコシマをうつて、郷里愛媛大学の仕事につくため、松山に帰つて来ました。松山高等学校を卒業して以来の懐しい松山での生活です。

しかし、いよいよ郷里の大学長を引受けてこの大学をどのように立派な大学に育てあげるかという問題にぶつかつてみると、これはなかなかむづかしく、また骨の折れる問題であります。現在の学部は文理学部、教育学部、工学部の三学部と、二十九年度から新しく県立農大を移管した農学部を合わせ、昭和二十四年新制大学として発足以来、完全な総合大学として発展してゆく基礎を築きつつあるわけでありますが、新居浜にある工学部は旧工専から発展してできたもので、戦災には幸に合はず、持田の文理学部は戦災で講堂と書庫を残して灰燼に帰した旧松高跡にできたものです。旧師範学校の伝統を承けついで設立された教育学部は(師範学校は戦災に合い青年師範学校は現在寄宿舎に使用)御幸山の麓、旧城北練兵場の一面の草原へ新しく建設されたものであります。

現在、各科教室は着々増築されつつあるとはいえ、その施設、設備としい、近代の大学の使命を達成するためには、なお不十分であることはいうまでもありません、また、いい教師の下、いい設備を整えれば、自

ら立派な大学になることは論をまたないところですが教官の陣容整備は最も大切な仕事であるとともに、また実現も甚だ困難な仕事であります。

しかし、何といつても大学長を引受けた以上、この難局に挺身しなければならぬと思ひ私は毎日これらの問題解決の方法につき、考えつづけているのですが、私は大学というものは、學術研究と教育の府であると同時に、地方にある大学としては、特にその地域社会の文化的中心機関としての役割を充分認識してその使命を果すべきであると考へています。云いかえれば、愛媛大学は愛媛県を中心とする地域社会に深く根を下して、ここから學問的教育的養分を吸収し、その研究ならびに教育活動の生命を發展させるとともに、その土地の文化、産業、経済に対し、學術教育を通じて充分な奉仕貢献をしなければならぬと思うのであります。

従来の大学が、ややともすれば象牙の塔となり、地域社会の具体的問題とは無縁になりがちだつたことは、私たち大学に職を奉ずるものにとつて、大いに戒心しなければならぬことであります。昨春愛媛大学に地域社会の具体的問題を研究対象とし、それを人文、社会、自然の各学問の総合的研究方法によつて解明することを目的とする「地域社会総合研究所」を創設したのも、この趣旨に他ならないのであります。この「地域社会総合研究所」の概要としては、私が所長となり、地域社会に直接結びつく、学問を専攻している各学部の教授、助教授、講師からその所員が構成され研究集会を開いたり、随時共同調査をしたりして運営しております。

研究所において現在行はれている研究のテーマとしては二項目あり、その一つは地域社会の近代化の問題、他の一つは地域社会の資源の開発についてであります。第一の近代化の問題については愛媛県が全般的にみて都市は別として近代化に遅れていること、すなわち近代化という観点からみて後進性があることの原因を、文学、歴史学、社会学、経済学、法律学、心理学、教育学の各所員が総合的に深くこれを探求し、究明して、その真因をつかもうと努力しているのです。第二の資源の開発については、これを地下資源、水産資源、植物資源に分け、地下資源においては面河川の水を堰止めてダムを建設し、電気を起したり、四国山

脈を貫いて水道をつくり、その水を道前道後平野に落して灌漑用水、工業用水とするという、一大計画の研究をはじめ、石灰石の分布状態、量、性能、立地条件等の調査、伏流水の水量、水質の研究とこれの工業化への研究、温泉の研究、工場の汚染水の浄化方法をどうしたらよいか、また、これによつて近年瀬戸内海沿岸での水産魚獲高の減少を防ぐことに役立てることが出来るわけです、また花がつを等水産物の天然の乾燥方法から人工の乾燥方法への研究、および腐敗をなくすことの研究があります。

植物資源については、蜜柑の落果を防ぐにはどうしたらよいか、落果した果物をどう処理するか、ジュース工業における加工の際、ビタミンを壊さないでがみを取る方法の研究、また、樟を県下の急斜地に栽培し、これからリナロール油を採取するなど、以上ざつと述べましたが、県文化産業の種々の問題を採りあげて、各方面の先生方が大学での学問、教育と同時に県の文化、産業の進歩に大いに役立つことになれば幸であると努力している次第であります。

学問をする先生の立場から云えば、これらの研究が生きた学問となり、大地から浮きあがった理論とならずに、実社会との交流による科学的探求を基とした真の学問研究の場ともなるわけで、さきに述べた大学と地域社会とのつながりは、まことに重要なものであると云われるべきものであります。

なお、この大学の使命を全うするためには現在の文理、教育、工学、新設の農学の四学部に加え、医学、法経の各学部を加えて、完全な総合大学としての陣容を整え、これらの学部が、相より相助けて、研究の一層の効果をあげ得るよう念願し、また理想としていたのであります。二十九年度の予算編成にあたり、政府が多年懸案の松山農大を愛大に移管して、農学部を創設することをみとめたことは、理想実現への一歩前進として心から喜んでゐる次第です。

私は郷里松山のこのうるわしき山河のもとにあつて、愛媛大学発展のために、限らない情熱を感じるとともに、大学の外観は極めて芸術的、また近代的なスマートさを持ち、美しい自然の環境に包まれ、内部には最も近代的科学的設備の粹を集めた真理探求の一大殿堂を建設して、社

会、国家発展の大きな基盤たらしめることを、毎日の私の夢としてゐるのであります。

人間教育の回顧

西 久 光

滯英一年半、留学期間も残り少なくなつたので、英国をたち大陸を旅行した後アメリカへ渡りたいと思つたのは、一九二一年の春であつた。丁度その頃、今の天皇が皇太子の時、外遊の途次英国にも立寄られるといふので、お迎してその後で出発することにした。周知の如く第一世界戦争では、日本は日英同盟の誼と、極東の平和のためドイツに宣戦して連合国側に加盟し勝利を得たので、英国国民は好感をもつて皇太子を迎えた。従つて、皇太子に關することが何かと新聞の記事となり、又日本人は勿論ロンドン人の話題となつた。

之よりさき日本では、東宮御学問所を設け東郷元帥をその総裁に任命し、専ら帝王学の教育にあたらしめていた。多分外遊の企てもこのしあげのためであつたと思われる。

或日数名の友人とロンドンの某所に会合した時、談たまたま帝王学の問題に及んだ。当時の日本の国情の然らしめたところか、天皇は幼少の時から帝王たるための教養を身につけるようにした方がよいと説くものがいた。之に対し一国の首長たるに特別の教育が果して必要であるか、寧ろ人間としての教育が優先すべきではないか、又それが完成されるならばそれで十分ではないかと駁するものもいたが、結局後者に意見の一致をみたのである。爾来三十数年学生には身分や職業の如何をとわず、先ず人間であるよう努むべきであると説きながら、自らを顧みれば呉下の阿蒙で誠に恥かしい次第である。ところが星移り物変わり、終戦後学制が改革され、それに伴い人間教育の一助として一般教育がとりあげられるようになったのは悦ばしいことである。しかし一般教育も実施されてすでに五年有半、批判も相当きびしく再検討の必要も時々々々けられてゐる。要はその内容とやり方にあるのではないかと思うが、改善すべき点ははやく改善して、人間の育成に寄与するところあるよう希うものである。

(一九五四年十月十日)

一、事業報告

1、第一常置委員会

日時 昭和二十九・五・十四・(金) 午前九時半
場所 東京大学大講堂南側会議室
出席者 会長、副会長、滝川委員長、高橋、岡出、大野、阿部、江国、辻田各委員。

出席者 文理学部を有する大学側
山形大学長、島根大学長、山口大学長、高知大学長、茨城、埼玉、千葉、静岡、佐賀各大学長代理出席。

(備考)

国立大学の内、文理学部を有する大学の数は、次の通り十四となつてゐる。則ち

弘前大学	文理学部——文学科、理学科、農学科
山形大学	文理学部——文学科、理学科
茨城大学	文理学部——文学科、理学科、政経学科
埼玉大学	文理学部——文学科、理学科
千葉大学	文理学部
富山大学	文理学部——文学科、理学科
信州大学	文理学部——人文科学科、社会科学科、自然科学科
静岡大学	文理学部——人文科、理科
島根大学	文理学部——文科、理科
山口大学	文理学部——文学科、理学科
愛媛大学	文理学部——人文科学科、理学科
高知大学	文理学部——文科、理科
佐賀大学	文理学部——文学専攻、理学専攻、農学科
鹿児島大学	文理学部——文学科、社会科学科、理学科

文部省大学学術局大学課編纂

昭和二十九年 全国大学一覽 より転記

滝川委員長司会の下に開会

先づ委員長より新任の挨拶があり、次いで第八回総会(昭和二十八・十一・十三、十四・両日開催)当時、委員長代理をなされた岡出委員から当時の協議要旨の説明(会報第六号、第十一頁及十三頁所載参照)が行われ、なお、高橋前委員長も本日も病気に克つて出席せられ、新制大学文理学部設置の由来などについて詳細説明があり、引き続き、出席者各位の自由討議に入り、意見希望の開陳があつたが、その要点は左記の如くである。

なお、本日の会議においては、結論や決議を出さないことにした。

記

一、新制大学の文理学部は、アメリカのカレッジ・オブ・リベラル・アーツに由来して設置されたものであるが、内容的に更に研究改善を要するであろう。

一、文理学部新設置直後二、三年は、教育学部との対立があつたように伝えられたが、最近は円満に行つてゐるのは結構である。

一、文理学部出身で、高等学校教員になる者も相当あるようだが、義務教育の教員にふりむけてもよいのではなからうか。

一、文理学部は、大変まちなちな発達をとけてゐると觀察されてゐる。

一、文理学部においては、その大部分の学生が法政・経済の方に志望してゐるのが現状である。

一、文理学部は、一般世間的には、文学科と理学科との二つに考えられ易いが、実際はそうでなく、——

文学科を人文科学科甲と人文科学科乙の二つに分け、前者が所謂文学科に相当し、後者が法・経学科に相当してゐる。そして、理学科が所謂理科である。この分け方は学士号に関連を持つもので、人文科学科甲は

文学士、人文科学科乙は社会学士、理学科は理学士一本となつてゐる。つまり、文理学部から三種の学士が生れ出ることになつてゐる。

一、文理学部の改組のことも考えられるけれども、各大学の学部数も相

異があるので、一律に考えるのは無理であらう。今後に残された重要研究問題である。

一、文理学部は、職業教育よりも、一般教養に重点を置くのが本筋であると考えられる。

一、理学部は、アメリカの、リベラル・アーツ・オブ・サイエンスというものが、理想になつていてと考えられる。アメリカの大学の組織はリベラル・アーツ・オブ・サイエンスの基礎の上に職業教育を行うウスクーリングがある。

一、文理学部は、ややもすると、旧文理科大学の如く誤解されたが、決して高等学校の教員を養成する機関ではなく、もつと視野の広い、奥行の深い教育を行うことを目的としている。今では、正しく認識するようになつてゐる。

一、文理部の使命も社会の要望によつて、浮き上つてくると考えられる。学生の希望もあるので、将来合理的な文理学部の改組が必要ではあるまいか。

一、文理学部卒業生で、教員になる者はよろしいが、銀行、会社に就職する者には、困難な問題があるのではないか。

一、一つの案として、文理学部を、文学部と理学部と二つに分けることが出来れば、大変よろしいと考えられる。等々

各種の意見希望が開陳されたが、滝川委員長より、今日の会議においては、結論を出さず、いずれ機会を見て、第七常置委員会と一緒に合同委員会にかけて協議することとして、午後二時散会した。

(備考)

リベラル・アーツ (liberal arts) は、

文芸、学芸に当り、中世の大学では、文法、論理、修辭、算術、幾何音楽、天文の七科を云い、現代では、語学、科学、哲学、歴史等を含めて云う。

2、第九回総会

日時 昭和二十九・六・十・(木) (第一日) 午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

文部省 稲田大学学術局長、春山大学課長、清水人事課長

(開会前、九時半から三十分、会場控室に於て、役員会議を開き、総会運営について協議した。)

議事要録

矢内原会長議長席に着き開会を宣す。

一、学長交替について

会長から、前総会以後における学長の交替について次の通り報告と紹介があつた。

(新)

(旧)

弘前大 郡場 寛 丸井清泰(逝去)

山形大 森 平三郎 小倉 勉

福島大 阿部 久次 西洋 喜洋芽

お茶の水女大 蠟山 政道 野口 明

富山大 石原 寅次郎 鳥山 喜一

福井大 重松 倉彦 竹内 松次郎

京都大 滝川 幸辰 服部 峻治郎

神戸大 古林 喜楽 田中 保太郎

奈良学芸大 能勢 朝次 (兼任) 落合 太郎

香川大 事務取扱 松阪 富之助 神原 甚造(逝去)

福岡学芸大 藤井 種太郎 塚本 玄門

九州大 山田 稷 菊池 勇夫

大分大 花田 大五郎 増井 光蔵

二、前総会(第八回)における決定事項とその後の措置

昭和二十八年十一月三十日付文部大臣宛提出の要望事項

1、進学適性検査について

2、学生の厚生輔導の強化

イ、学生の健康管理の強化

ロ、学生の健康保険組合制度の実現

ハ、学寮の整備

右に対し、稲田大学学術局長から、文部当局の取つた処置につき、次のような説明があつた。

本協会かの要望の諸点につきましては、もとより文部省においても、最も重要な参考とすべき意見として省全体各方面において重視して対処しているところである。

1、進学適性検査について

右については、文部省において国公立の大学、高等学校教育関係者、教育心理学者、学識経験者等をもつて組織した協議会で、昨年末から本年始めにかけて審議の結果、画一的に全国で実施するという今までのいき方は廃止し、進学適性検査を実施するかどうかは、今後は各大学の自由とするという結論を得た。なお、同協議会では、進学適性検査を廃止した以上、これからさき、大学の選抜方法としては、学力試験に依存することは必至であるから、学力検査を弊害がなく効果的に実施するよう留意されたいとの意見があつたので、引続き大学入学試験研究協議会を設け、小池千葉大学長を委員長とし、入学試験制度の改善を研究中である。

2、学生の厚生補導の強化について

今日学生の当面している経済上、社会上その他いろいろな点から見ると、特に新制大学の諸般の問題については留意すべき点があると思う、われわれも予算措置につき年々力を入れ、その結果、厚生補導費として経常的経費が二億四千万円計上され、前年度と比較すれば五千万円以上の増額となつた。

イ、学生の健康管理の強化

- (1) 健康管理に専心従事すべき専任職員の設置については、今回は遺憾ながら行政組織による人員数の抑圧ということから、全国的に増員をきたすようなことは、全面的に認められないため、未だ実現に至つていない。御趣旨の点は、われわれとしても機会をとらえて、なるべく早く早く実現したいと考えている。

- (2) これに従事する職員の研修については、広い意味では、厚生補導部長会議においては、部会を設けて、この点を取り上げて審議

している。現在のところ研修は、九州大学において行うことになつている。従来は保健体育関係の協議会に包括されて行つていたのであるが、昨年以來特に健康保健関係者のみの協議会を設けている。将来ともこのことについては努力する。

- (3) 設備費及び経常的経費の増額の問題については、これは二億四千万円計上され、五千万円の増額のうちに含まれている。医療施設は、未だ設備のない分校等に計上したが、一般設備費等については、多少増額されているので、その枠内でできるが、その実現に努力する。

ロ、学生の健康保険組合制度の実現

右については、学生厚生審議会において特別の部会を設けて昨年来審議を重ねているが、これには、かなりむずかしい問題があり、在学四年という短い期間のうちで結核というような特殊な病気があり、その被保険者が四年の在学というところに問題がある。又、原則として学生は収入はなく、学資以外に保険費を徴収して運用するということが問題があると思う。これつき一般保険制度という面から学生を見た場合に、一般納税者負担に比較しどの位にするか、半額にするとしても学生に収入源なく、又、極めて短期であるので、果して現実に半額でできるかどうか。これを予算化する場合相当問題があると思う。その場合、学生に対する医療費を是非増額したい。どれ位が適当であるか、委員会で調査を願つてある。十億円要するか十数億円要するか、今のところ分らない。これを明確に知り、計画を建てたいという段階になつてゐる。

ハ、学寮の整備について

この要望を重視し、新営費二千五百万円、施設整備費二千六百万円を計上し、前年度の倍額とした。ただ、この上学寮の発展を図るためには、学寮の運営につき、学校当局が徹底的に掌握されるという問題が出てくると思う。補導が教育的に運営されなければ、ただ、安い部屋を提供するというだけでは、伸びないと思う。

三、各常置委員会の協議状況報告

各常置委員会委員長から、それぞれ所管事項について次のような報

告があつた。

第一常置委員会 滝川委員長

第一常置委員会委員長高橋純一氏辞退につき、滝川幸辰氏が互選された。

1、大学管理法の問題について

今暫らくゆきを見ることとする。

2、文理学部の問題について

右については、文理学部の併置されている大学は、種々事情を異にし、相当複雑な問題があり、第七常置委員会と関連するところが多いため、本日午後同委員会と合同で協議することになっている。

第二常置委員会 小池委員長

1、進学適性検査について

稲田大学学術局長の説明された通りなので、報告を省略する。

2、新制大学の教育課程について

文部省の大学学術局大学課の協力を得て、各大学から資料を集めている現況で、未だ報告するまでになつていない。

3、入学試験制度について

稲田大学学術局長から説明のあつた大学入学試験研究協議会については、その後三回開催したが、ただ今、暫定的な昭和三十年度の学力試験の処置について討論している。基本的ことは、九月更に審議することになっている。その他の問題、例えば大学入学志願者は数的には全国平均入学定員の約三倍以上でまさに試験地獄の様相を呈していること。有力大学に集中すること。入試問題の出し方、高等学校側の教科課程の科目選択の範囲が広すぎる。大学側の入試希望科目の表示が全国的に区々であるのを或程度統一出来ないかなど問題が多々あるので、根本的な問題について更に検討する段階である旨細部にわたり説明があつた。

第三 常置委員会 東委員長（代表して）

前総会以後、委員会は開催しなかつたが、本年二月二十二日第三、第四常置委員会合同の専門委員会を開催、その議事要旨は、第六号会

報18、19頁に掲載してあるので報告を省略する。なお、前委員長から引継いだ「SPSに関する米人教授団の勧告」に対する各大学の意見を取りまとめたものを同様掲載してあるので、この問題については、一応これをもつて打切りとしたい。

第五常置委員会 寺沢委員長

特別報告することはない。

第六常置委員会 沢田委員長

国立大学の財政確立については、本会の発足以来繰返し要望してあるが、昨年六月の第七回総会の決議により大学財政の確立及び大学教官の待遇改善について文部大臣及び人事院総裁に要望したが、いずれも実行に移されないもので、昨年の第八回総会の決議により、その要望を再確認してその改善実現方を申入れると同時に、更に教育研究費等の増額及び進学適性検査について申出た。これらの諸問題につき、会長、委員長並びに在京の第六常置委員会の委員の方々と共に大蔵省の次官、主計局長等と昨年十一月二十四日懇談した。大蔵当局もよく事情を了解されたが、ただ、大学が多く、要望通りにすると非常に多額の経費が要るので、大学当局においても、大学のあり方、運営につき何等か考慮し、経費を集中的に使用されたいとのことであつた。

なお、第六常置委員会専門委員会において、大学政財の継続性及び安定性について研究中である。

第七常置委員会 柴沼委員長

1、前回の総会で、大学の制度の問題につき、第一常置委員会と連合審議することを報告したが、その後文部省の種々の委員会においても審議し、各大学においても研究中なので、今日まで見送つてきたが、第一常置委員会から話があれば更に検討したい。

2、前総会において、教員養成の国立大学又は学部の附属学校経常的経費の充実について申入れたが、文部当局の努力により相当程度の経費が計上され、一応、問題解除の目的に達したことを喜ぶ。

四、役員会について

会長から、次の通り報告があつた。
1、十二月二十三日（会報第六号17頁掲載）

イ、行政整理について。

2、三月十二日（会報第六号21、22頁掲載）

イ、国立大学定員法改正について

ロ、いわゆる教育二法案について

ハ、大学管理法案について

3、六月十日九時半より三十分間会場控室において第九回総会運営について協議。

五、会長の報告

1、大蔵当局との懇談会について

昨年の第八回総会後、十一月二十四日会長、第六常置委員会沢田委員長、勝沼理事、清水委員、専門委員等と共に大蔵当局の次官、主計局長以下首脳部と懇談、大学側の事情を述べ予算について考慮していただくよう要望しておいた。

2、中央教育審議会の議事について

義務教育の問題から順次大学え及び、種々の問題を審議したが、義務教育については、一応終了し、これから、高等学校、大学の問題へ移ることになっている。ただ今の問題は、(1)試験地獄のこと、大学への入学試験の問題が取り上げられている。(2)大学管理法案は、第二特別委員会を設けて附議しているが、審議は遅々として進まないうちのが実情である。よつて各大学としては、本協会で申合せた大学管理法案の基本方針の線に則つて改正していただきたい。ただ、大学の権威と品位、大学そのものの性格をお互に十分認識して本協会第一常置委員会の結論を尊重してやつていただきたい。

3、公職選挙権行使の場所について

右については、昨年九月文部省並びに自治庁へそれぞれ要望書を提出したが、（会報第六号第一頁所載）その後政府は、選挙制度調査会を設けて、この問題を審議した。この委員会には、大学関係では、国立大学からは私、私立大学からは早稲田大学の島田氏、法学専門家としては東京大学の我妻、宮沢両氏、一ツ橋大学の田上氏、東北大学の柳瀬氏、慶応大学の小池氏、最高裁判所判事の沢田氏、松村氏その他教育関係者が委員となり、審議の結果、学生生待の選

挙の場所は、原則として修学地にあるものと推定すると答申した。

政府はこれを国会へ提案したところ、国会においてはこれを修正し修学地ではなく親元にあるとしたのである。これは専門的な学者、教育者の意見を無視したもので寒心に堪えない。

次に会長から、私等は大学そのもののあり方につき、お互に反省し、責任をもつて大学を運営してゆくことが、大事であるが国会や政府が大学というものを、どれほど尊重するか、即ち大学の権威とか自主性とかにつき特に本協会としては、決して漫然としておくれぬ。十分世の中の情勢を見、大学本来の目的を守つてゆかなければならないと思つて述べられた。

六、会計報告

進藤事務局長から

1、昭和二十八年年度決算（会報第六号23頁掲載）

2、昭和二十九年年度予算案（同 24頁同）

について説明あり、異議なく承認された。

七、協議

1、寺沢委員長から、第六常置委員会の専門委員会は、重要につき一層強化して努力されたいとの希望があつた。

2、戸田理事から、本年度の実行予算は、一割減となることであるが、これでは研究実習は十分にできかねるので、関係の委員会でお考え願いたい。又、学長は停年というよりも任期があるので、退職金等特別に考慮する必要あると思うとの意見あり。これに対し、稲田大学学術局長から、今年度予算から二百億を節約しなければならぬことになつており、例外なしに国立大学においても同様であるが、特に講座研究費科学研究費、教官旅費のような経費等につき会計課長において大蔵省と交渉中であると述べられた。又、清水人事課長から、学長に対する特別の取扱いはなく、ただ、学長だからというわけではないが、国家公務員暫定措置法において二十年以上勤続者に対しては、特別昇級又は昇格ということはある。今後の見透しとしては、七十二国立大学のうち、十五級の学長は四十六人、十四級の学長は二十六人であるが、全部十五級とするよう鋭意努力

中である。又、職務俸の復活に努力したが困難である。昨年特殊勤務手当は人事院では認めしたが、大蔵省で削減されたので、むしろ管理職手当の名称の方がよいので、明年度はこれで要求したいと思つていと述べられた。

八、役員選挙

役員任期は二年で、今回その期限に達したので、会則により理事十四名、監事二名を互選することになった。その方法は従来の慣例によれば、各地区ごとに候補者を選び、総会でこれを承認することになっているが、今回もこの前例によることとなり、本日昼の休憩時間中に左記の通り互選することに異議なく承認された。

地区別	大学数	理事推薦数	監事推薦数
北海道、東北地区	一一	二	一
関東、長野、新潟、山梨地区	一一	四	一
中部地区	一〇	二	一
近畿地区	一一	二	一
中国、四国地区	九	二(中国)	一(四国)
九州地区	九	二	一
計	七二	一四	二

以上で、午前の日程を終り、昼食休憩、その間に各地区ごとに役員互選を行い、午後は各常置委員会は各別室に別れて開会、それぞれ当面の所管事項について審議検討し、終つて散会した。

第九回 総会

昭和二十九・六・十一(金)(第二日) 出席者前日に同じ
午前九時半から開会。

総会開会前、午前九時より三十分間、会場控室に、昨日選挙された新理事相集り、会長及び副会長の互選を行うことになったが、鰐淵理事及び内田理事より、前任者の留任を可としては如何との動議があり、これ

に対し全員挙手拍手をもつて賛成されたので、会長矢内原理事、副会長森戸理事、承諾決定された。

一、各常置委員会所管事項の報告

昨日午後開かれた各常置委員会の審議事項について、各委員長から報告あり、これを議題として議事が進められた。その結果は次の通りである。

第一常置委員会所管事項

文理学部の問題については、各大学の事情が異なるので、各々のピークを認め、これに集中してその特色を活かすこととする。又、一般教養を高めることに重点をおくこととしたい、又、文理学部と教育学部又は学芸学部との関係については、第七常置委員会と合同審議し、教職課程の希望者に対しては、出来るだけこれに応ずることとした。

第二常置委員会所管事項

議事要旨

小池委員長より、昨年は進学適性検査存廃の問題を取りあげ、この問題は廃止と決まつたが、次に問題となつて来るのは入学試験の問題である。本問題は、大学、高等学校、学識経験者をもつて構成されている委員会、すでに三回に亘り討議されたが、修得科目や入学試験科目についての大学側の希望がまちまちであるために高等学校側では生徒の指導上困るので何とか統一して貰えないかとの希望が出ている。これは、国立だけの問題でなく公私立の問題でもあるが、本日はこの問題を取り上げて御審議を願うこととした旨の発言があつて早速審議に入り、本件に関しては問題はいろいろあるが、結局は現在の高校教育制度(必修、選択)の問題であり、これを根本的に改めない限り大学教育にまで影響する。大学では学習上の必要から高等学校での履修科目を考へるが、高等学校側では入学試験科目の意味にとつてしまう。又大学側にしても高等学校の教科の履修内容についての認識がうすいために、注文を出し過

修得科目についての希望表示一覧表 (国立大学)

第二常置委員会
昭和29-6-11

学 部			工 学 部(20)	農 学 部(9)	理 学 部(7)	織 維 学 部(3)	備 考
数 学	解 析 幾	I II 何	13	2	8	1	(I) 数 3 } 7 理 3 } 数 3 } 12 理 2 } 数 2 } 1 理 3 } 4 数 3 } 4 理 4 } 1 理 4 }
	解 析 幾	I II	1	1	2	1	
	解 析	I		2			
	解 幾	I 何	1		1		
	解 析	II	1		2		
理 科	物 化	理 学	14	1	5	1	(II) 必 修 38 単位 } 選 択 47 単位 } 計85単位 必修38 単位の内訳 国語 国語 甲 9" " 社会 { 一般社会 5" " 他の科目 5" " 数学——1科目 5" " 理科——1科目 5" " 保健 9" " 体育 計38 単位
	物 化 地	理 学 学	4		1		
	物 化 生 地	理 学 物 学	1	3	3		
	物 化 生	理 学 物		1	3	1	
	化	学		3	1		
	化 生	学 物		1			
	物 化 生 地 農	理 学 物 学 業		1			
	生	物		2	1		
	物	理		1	2		
	地	学			1		

きて文科系理科系相互の関係において時間的に履修出来なくなるような結果を来したり又注文がまちまちであるために生徒の指導上困難を来しているが、然し履修科目を統一するのはよいが入学試験科目を統一することは、実際的には個々の大学の事情もあり行き過ぎるのではないか、この点は大学の自主性の上から云つても、本委員会としてはその最大公約数を出すだけに止めるべきである等各委員よりそれぞれ質疑応答並びに意見の開陳があり、本日は別冊の各国立大学より提出した材料に基づ

て作成した修得科目についての希望表示一覧につきその希望を統計的に調査して、参考資料を作成することとして散会した。
散会后直ちに作成した資料は次の通りである。
なお、寺沢電気通信大学長から大学内部の学科は未だ審議していかとの質問があり、委員長から、まだ審議してないと答えられた。

第三常置委員会所管事項

学生の健康保険組合設置については、種々困難はあるが、これは実現することができるという例を山梨大学長から説明された。それによれば入学の際、全学生から一律に千円出させ、大学からは年二百五十円ずつ補助してきた。今日も、なお、黒字だとの朗報である。これは各大学によつて事情は違うだろうが、病気の多くは結核だが、全国から見れば約半数であり、学生も主に山梨県出身で、入院や治療は大抵親が負担するためだとのことである。次に、学生部強化の問題がある。これは既に専門委員会で検討した。これは是非実施しなければならぬ事柄である。又、学生部や厚生補導部の部長、課長が教官を兼務している場合は、職務棒又はそれに相当する支給方法を考へていただきたい。その他の職員についても同様である。

第五常置委員会所管事項

(一)、大学の国際間の連繫の問題については森戸副会長から説明を承つたが、本協会がメンバーとして加入できるものならば加入してもいいじやないかとの話もあつたが、各大学別個に加入しなければならぬことになつており、現在のところ会費も要することになつているとのことなので、本協会としては、これ以上審議することはむずかしいので、これで打切ることとした。

(二)、医学部進学課程は、制度的に一応決定、実施されるのであるが、医科大学又は医学部のある大学と、その他の大学特に文理学部のある大学との間の相互の関係があるが、旧体制が望ましいのじやないかとの話があつた。若しこれについて審議の必要があるとするれば、これは一部の大学間のこと、全体に関係のないことであるから、それぞれ関係の常置委員会で審議することは望ましいとの話があつた。

第六常置委員会所管事項

(一)、大学財政の確立について
右について、前二回にわたり、その実現方を要望してきたが、問題

の性質がむずかしいため、容易に進捗しない。しかし、是非出来るだけ早い機会に実現してもらいたいというのが、各委員の一致した要望であつたので、総会においても要望された。所が、偶々一昨日国立大学の学長会議において、会長から、国立大学全体の基本方針を確立し、その性格を明らかにし、充実を図るため強力な審議会を設けられたいと提唱されたのである。このことは役員会において非常に強調されたことである。又、昨日の本委員会においてもこの問題に觸れ、このうちには財政の面も含まれているので、第一及び第六常置委員会の合同決議案を提出しようという話であつた。

(二)、大学教官の待遇改善について
右についても、前二回要望したのであるが、未だ実現されていない。文部当局の意向もあるので本協会総会の総意として重ねて要望することとした。しかし、要望書は、重ねて出さないと会計課長との了解があつた。

(三)、大学の施設整備費について

右については、文部省において本年度は六〇億円要求し、本会としてもその達成の工作をしたが、その結論は二〇億円ということになつた。しかし、出来れば三〇億円程度は毎年継続して交付されるよう会計課長において努力するとの話があつた。このことは決議文として要望するのではなく、本会員が協力して継続努力することが肝要である。

(四)、電気料金について

各大学とも電気料金は非常にかさまり、且つ近く値上げがありそうである。自然科学系のある大学では、その方面の占める割合は大きい。一部の大学では、大学の財政上からも何とか措置されたいとの強い要望がある。しかし、このことについては、昨年も他の問題を一括して大蔵当局と会見の際にも会長から強調され、又、さきに文部当局へも本会の決議として要望したこともある。このことについては、稲田大学学術局長、進藤藤務局長からも交渉経過などにつき説明があり、各大学においても事情異なるものがあり、又、本会としても財政問題につき他に三つの重大問題を要望しており、これとの釣合ひの関

係もあるので、この問題は、本協会の決議とせず、特に影響の大きい大学において、それぞれの適宜の処置を採ることとした。本協会としては、いずれ機会を見て、別に関係当局に対し要望することとした。

第七常置委員会所管事項

(木下東京学芸大学長代つて報告)

(一)、産業教育振興法及び理科教育振興法が実施せられ、全国公私立学校は、この方面の施設が大部充実したようであるが、国立大学関係のこの方面の施設は恩典に浴していない。それは、国立大学へ国が補助するということは、筋道が建たないというためだとのことである。そのため、現状では教員養成大学の産業及び理科方面の施設が極めて貧弱なものが多く、別途にこの方面の施設の充実に何等かの具体的方法を講ぜられたい。

(二)、国立大学の教員養成の学部において、教育心理学、職業科、家政科は、非実験講座となっており、これは文教予算としては、是非実験講座とされたいとは、年来の希望であるが、未だ実現されていないので、強く要望されたい。これに伴い、音楽、美術、体育の施設は、普通学科と異なり、非実験講座、実験講座のいずれにも当らない場合があるもので、これ等の科目については、特に研究を願いたい。

(三)、現在において、国立大学附属学校の割当経費は、極めて少なく、到底附属学校として独立して経営する費用がない。これにつき文部省において実情を調査し、附属学校がP・T・Aから多額の援助なくして独立して経営できるような予算を実現されたい。これに伴い、附属学校の教官の待遇が地方教官に比して均衡を失っていることは既に文部省においても十分承知しておられるところであるから、合せ考えられるよう要望されたい。以上の報告に基き、これが取扱いにつき別室において役員会で協議するため午前十一時休憩、同二十分再開。役員会の協議に基き審議の結果、次の通り当局へ要望書を提出することに決定した。

- (一)、国立大学の整備充実に関する審議会の設置(別記要望書の通り)
- (二)、学生健康保険制度の実施(右同)
- (三)、大学教官の待遇改善(右同)

本項については、昭和二十八年六月本会の決議により要望書を提出したのであるが、これを再確認し、今一度重ねて提出することとした。以上の文案については、会長、副会長に一任することとした。なお、第七常置委員会の報告事項については、いずれも重要ではあるが、本会として取り上げるには、部分的又は特殊的問題であるため、本会の要望事項とせず、他の方法で当局へ伝達することとした。

二、役員改選

次の通り決定報告された。

(一)、理事(十四名)

北海道、東北地区(二名)

島 善 鄰 (北海道 大)
高 橋 里 美 (東北 大)
小 池 敬 事 (千葉 大)
内 田 俊 一 (東工 大)

関東、長野、新潟、山梨地区(四名)

江 国 正 義 (横浜国立大)
矢 内 原 忠 雄 (東京 大)
勝 沼 精 藏 (名古屋 大)
戸 田 正 三 (金沢 大)

中部地区(二名)

滝 川 幸 辰 (京都 大)
今 村 荒 男 (大阪 大)
森 戸 辰 男 (広島 大)
辻 田 力 (愛媛 大)

中国、四国地区(二名)

山 田 穰 (九州 大)
鰐 淵 健 之 (熊本 大)
中 山 伊 知 郎 (一橋 大)
古 林 喜 楽 (神戸 大)

九州地区(二名)

矢 内 原 忠 雄 (東京 大)
森 戸 辰 男 (広島 大)
副会長

(三)、会長

副会長

森 戸 辰 男 (広島 大)

三、各常置委員会委員長

常置委員会は、従来通り第一より第七までの構成とし、その委員長は、現在の委員長が座長となつて互選し、その結果は、事務局長へ報

告し、会員へは文書をもつてこれを通知することとした。

附 記

各役員及び各委員名簿一覽表は、昭和二十九年八月三十一日、国大協庶第二〇七号を以つて、各国立大学長宛に送付した。

3、要 望 書 の 提 出

第九回総会において決議した左記の要望書を、六月十五日矢内原会長と森戸副会長と同行し、文部大臣及び人事院総裁にそれぞれ面会懇談の上提出した。

備考、この事については、昭和二十九年六月十八日国大協庶第二〇〇号を以つて、当協会事務局長より各国立大学長宛に報告済である。

記

写

昭和二十九年六月十五日

国立大学協会長 矢内原 忠 雄 ㊦

文部大臣 大 達 茂 雄 殿

要 望 書

去る六月十、十一日の両日にわたり全国国立大学長相集り第九回国立大学協会総会を開き、その各々が所管する大学における教育と研究の振興につき熱心な協議を遂げました。我が国における文化及び科学技術の復興に重大な責務を負う国立大学の重要使命とその現状とを思い合せるとき各自が奮励すべきは勿論なるも校舎、諸設備、諸経費、その他の点につき改善遅々として進まず国家の困難な現状を思うもこのままにては到底坐視するに忍びないので会員一致の総意として左記三件につき深甚の御考慮を払われ早急に実現せられるよう要請いたします。

記

一、国立大学の整備充実に関する審議会の設置

新しい学校制度の実施以来、義務教育の面では建築その他の点につき計画的に充実されつつあるが、この間、国立大学については全体的且つ継続的整備充実の計画が確立されていないのは遺憾にたえない。なお各種国立大学の性格が明かにされず従つてその個性に応じた発達と充実の方策が講ぜられていない。また大学の財政についても、その年暮しの予算が組まれて継続性と安定性に欠けており、建物及び諸設備の充実についても、見透しを持たない現状である。このような姑息な行方では、各種の性格を持つ大学がそれぞれの使命を十分に發揮することができず、国立大学協会としてはまことに憂慮に堪えない。よつて国立大学の財政計画を樹立し、諸施設設備の整備充実をはかるために、長期計画を確立しもつて大学の振興をはかる必要がある。政府は右の趣旨に添つて、熱意と権威とを持つ適當な委員を以つて構成する強力な審議会を、文部省内に設置されるよう要望する。

二、学生健康保険制度の実施

学生の健康保険実施については、昭和二十六年十一月文部大臣宛詳細建議し、更に昭和二十八年十一月重ねて要望書を提出したのであるが、未だに実現の運びに至らない。学生の経済的狀態と健康問題とを併せ考へるとき、この制度の早急な実現は、学生厚生補導の問題の中で最も緊急な事項に属する。学生の厚生補導に関する諸点についての強化は、従来屢々要望して来たところであるが、今回は特にこの健康保険実施の重要性をここに強調して、当局が速かにその調査を完了し、この制度の実施を促進されることを要望する。

三、大学教官の待遇改善

我が国における大学教官の待遇は全般的に低く、大学教官の体面を保持し、研究の成果を挙げるに極めて困難である。政府は速かに大学教官の待遇改善を図られたい。特に大学の役職員については、職務手当管理職手当等を支給できるように制度化すると共に、専任教官については、従前講座俸があつたのに鑑み、この際研究俸又は研究手当等

大学の実状に即した特別の方法により、待遇改善をはかられるよう要望する。

写

昭和二十九年六月十五日

国立大学協会長 矢内原 忠 雄 ㊟

人事院総裁 浅 井 清 殿

要 望 書

去る六月十、十一日の両日にわたり全国国立大学長相集り第九回国立大学協会総会を開き、その各々が所管する大学における教育と研究の復興につき熱心な協議を遂げました。我が国における文化及び科学技術の復興に重大な責務を負う国立大学の重要使命とその現状とを思い合せるとき各自が奮励すべきは勿論なるも校舎、諸設備、諸経費その他の点につき改善遅々として進まず国家の困難な現状を思うもこのままにては到底坐視するに忍びないので会員一致の総意として左記の件につき深甚の御考慮を払われ早急に実現せられるよう要請いたします。

記

大学教官の待遇改善

我が国における大学教官の待遇は全般的に低く、大学教育の体面を保持し、研究の成果を挙げるに極めて困難である。政府は速かに大学教官の待遇改善を図られたい。特に大学の役職員については、職務手当管理職手当等を支給できるように制度化すると共に、専任教官については、従前講座俸があつたのに鑑み、この際研究俸又は研究手当等大学の実状に即した特別の方法により、待遇改善をはかられるよう要望する。

二、會計中間報告

昭和二十九年四月一日起算
昭和二十九年十一月一日現在調査

(1) 収入の部

1、会費 一、〇七五・〇〇〇円

(内二万円は二十八年年度会費。
六十六大学、二二一学部)

2、預金利子 九・五四九円

3、前年度繰越額 九四六・五六〇円

合計 二、〇三一・一〇九円

(2) 支出の部

1、総会費 一四三・〇二九円

2、役員会費 六・一二〇円

3、委員会費 九・一五〇円

4、会報発行費 三一・五〇〇円

5、調査研究費 〇円

6、人件費 三三九・二八八円

7、備品費 〇円

8、借用料 八・〇〇〇円

9、消耗品費 一・七二〇円

10、印刷費 一・二〇〇円
11、通信費 九・一〇〇円
12、旅費 一一・一五〇円
13、雑費 八・一〇五円
14、予備費 〇円
合計 五六八・三六二円

(3) 差引残額 一、四六二・七四七円

(昭和二十九年十一月一日現在)

備考 未収会費(二十九年度)

六大学、二十七学部 一三五・〇〇〇円

三、彙報

1、国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授及び研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に次の役員を置く

一 会長 一人

二 副会長 一人

三 理事 十四人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事及び監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の仕事は、次のように定める。

一 会長は、会議を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員の仕事は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事はすべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

第五常置委員会（大学間の協力に関する問題）

委員長 寺 沢 寛 一（電気通信大）

委員 今 村 荒 男（大阪大）

上 野 直 昭（東京芸術大）

石 原 寅 次 郎（富山大）

児 玉 桂 三（徳島大）

西 久 光（佐賀大）

重 倉 彦 福（福井大）

山 根 新 次（島根大）

井 口 鹿 象（室蘭工業大）

山 内 得 立（京都学芸大）

長 尾 優（東京医歯科大）

崎 木 外 岐 雄（宇都宮大）

郡 場 寛 弘（前大）

平 沢 俊 雄（大阪外語大）

第六常置委員会（大学財政に関する問題）

委員長 沢 田 節 蔵（東京外語大）

委員 小 華 和 忠 士（帯広畜産大）

鈴 木 重 雄（岩手大）

内 田 俊 一（東京工業大）

中 山 伊 知 郎（一橋大）

勝 沼 清 蔵（名古屋工大）

清 水 勤 二（名古屋工大）

松 坂 富 之 助（香川大）

大 羽 真 治（神戸商船大）

藤 井 種 太 郎（福岡学芸大）

第七常置委員会（教員養成に関する問題）

委員長 柴 沼 直（東京教育大）

委員

木 下 一 雄（東京学芸大）

田 所 哲 太 郎（北海道学芸大）

清 水 多 栄（岡山 大）

伊 藤 泰 一（新潟 大）

高 橋 悌 蔵（岐阜 大）

内 藤 卯 三 郎（愛知学芸大）

落 合 太 郎（奈良女子大）

能 勢 朝 次（奈良学芸大）

北 川 久 五 郎（大阪学芸大）

松 山 基 範（山口 大）

第三、第四常置委員会専門委員

高 倉 新 一 郎 北海道大学学生部長

末 永 茂 喜 東北大学学生部長

柏 木 嵩 千葉大学教務補導部長

斯 波 義 慧 東京大学厚生部長

千 々 和 実 東京学芸大学教務補導部長

下 村 康 東京教育大学厚生補導部長

堀 潮 一橋大学厚生補導部長

長 岡 禎 利 信州大学厚生補導部長

窪 田 敏 夫 金沢大学学生部長

田 中 周 友 京都大学学生部長

渡 辺 信 一 名古屋大学学生部長

平 塚 錦 平 広島大学補導部長

中 山 透 山梨大学厚生補導部長

瀬 尾 愛 三 郎 九州大学学生部長

酒 井 清 一 茨城大学学生部長

森 河 敏 夫 大阪大学学生部長

第六常置委員会専門委員

進 藤 小 一 郎 東京大学事務局長

佐藤 憲三 東京工業大学事務局長
樺島 寛之助 東京外国語大学事務局長

3、大学における電気料金特別扱いに関する要望書

当協会第九回総会（六月十日、十一日両日開催）において討議された、大学における電気料金特別扱いに関し、左記の通り会長名を以つて、八月十日

通商産業大臣 愛知 揆一
通商産業省公益事業局長 中 島 征帆
文部省會計課長 内 藤 誉三郎
文部省管理局長 近 藤 直人
宛、それぞれ要望書（写全文）を提出した。

備考。この事については、昭和二十九年八月十九日、国大協庶第二〇五号を以つて、本協会進藤事務局長より各国立大学長宛に報告済である。

記

（写全文）

大学における電力料金特別扱いに関する要望

国立大学の財政は戦後特に窮乏していることは諸物価の指数と比較するまでもなく明かである。又戦時戦後を通ずる永い間隙は我が国の学問の水準を甚だしく低下するに至らしめた。大学における教育と研究の諸条件が極めて悪い状態下において我々はよく乏しきに耐え不便を忍んで一路その復興と進歩のために努力を惜しまなかつた。かゝる間に数次にわたり電力料金の値上げが行われ、その都度乏しき研究費の多くの部分が光熱水料にさかれるを遺憾とし一方政府に対しては経費の増額を要求すると共に他方公聴会には実状を詳細訴えて来たのであるが何等効なく

依然として窮乏の状態をまぬかれない。大学が我が国産業に直接重大な影響を持つ高級職員の養成と科学技術の振興とを使命とするに鑑み、一般業務用として公益的の重要性が無視されておることを遺憾とする。

経済審議庁長官言明（七月三十一日読売）にある通り需要種別料金のきめ方にインテンション（政策的な意図の意）を加え今回は特に教育研究用特別料金の枠を設けられたい。先般全国国立大学長を以て組織する当協会の第九回総会においてこの問題が熱心に討議され前記事由の外左記具体的事由が挙げられ総会の総意を以つて特枠の設定又は何等かの方法による負担の軽減をはかられるようこゝに要望する次第である。

尙参考資料として昭和二十九年三月十八日における東京電力株式会社申請電気供給規程の変更認可及び地域差調整の協定認可に関する聴聞会口述を添付する。（各国立大学長宛参考資料添附省略）。

記

一、負荷が低率なること

現在学校、研究所において使用する電気は灯火用としては僅かの分量で、大部分は実験研究用器機の電力として使用されている。これを設備容量と比較すると東京大学で八割一分、東京医科歯科大学で七割九分、東京工業大学で八割七分となつている。

二、大学における教育研究の特殊事情

大学には夏季休暇約二ヶ月、冬季休暇二週間、春季休暇一ヶ月半あり、この間約四ヶ月となる。一年の三分の一が殆んど実験実習が学内では行われない。又工場などと異り、毎週実験実習の行われるのは、二乃至四日にてしかも午後二、三時間である。かゝる特殊事情が料金決定上現行では何等考慮されていないし、甚だしく不利となつている。

4、大学設置審議会委員候補者推薦について

昭和二十九年六月七日文大庶第四六二号を以つて、会長宛に首題の件

について依頼があつたので、同年六月十六日国大協庶第一九九号を以つて、左記四名の後任候補者を推薦して置いた。

記

東京学芸大学長	木下 一雄
大阪外国語大学長	平 沢 俊雄
東京農工大学長	田 中 丑雄
和歌山大学長	糸魚川祐三郎

5、岐阜大学長青木文一殿御逝去

岐阜大学長青木文一郎殿には、昭和二十九年七月一日午後十時四十分永眠せられ七月九日午後二時岐阜大学加納講堂において大学葬が執行されたので、矢内原会長から弔電を寄せられた。

6、大学卒業予定者の採用試験期日について

この事に関し、昭和二十九年七月十六日付を以つて、日本経営者団体連盟代表常任理事から左記の通り右会員会社社長宛に通知すると同時に、各大学においてもこの線に沿ひ御協力方配慮されたい旨、当協会に依頼があつたので、参考に供せられたくその全文を掲載することとした。

記

日経連教第五五号

昭和二十九年七月十六日

日本経営者団体連盟

代表常任理事 諸 井 貫 一

国立大学協会殿

大学卒業予定者の採用試験期日に関する件

拝啓 益々御清祥のことと存じます

さて標記の件に関し別紙の如き協力方依頼文書により業界側への徹底

を期したく、昨年度同様日経連等四団体の連記をもつて各団体の加盟会員会社につき全国に亘りこれが周知協力を依頼いたしましたのでこの段御通知申し上げます。

ついては貴会におかれましてもこの線に沿ひ各大学及び関係方面にこれが周知方お取計下さると共に御協力方御配慮願わたく特にお願ひ申し上げます。

なお当方より全国主要大学にこの旨文書を以て依頼致しましたので念為申添えます。

大学卒業予定者に対する就職試験期日に関する件

昭和二十九年七月十日

日本経営者団体連盟
日本商工会議所
日本中小企業団体連盟
経済団体連合会

各会員会社社長殿

大学（短期大学を含む）卒業見込学生の就職選考については、学生が最終学年になるべく落付いて勉学に努め、その修得した能力に適する職場に就かせるため、昨年度においては各大学側が求人側に対して卒業見込者を推薦するのは十月一日以降とすることを申合せ、これに対し各社の御協力をお願い致しましたところ、幸いに各位の積極的な御協力を得て概ね所期の成果をあげることができました。本年度においても、大学側の就職斡旋と業界側の採用試験との間に緊密な連絡と協力を図る必要があると考えられますので、過般業界側と大学側と懇談の結果昨年度の趣旨に倣ひ大学側においては求人側に対する卒業予定者の推薦は十月一日以前には行わないことを申合せました。ついでには業界側でもこれに呼応して採用試験はそれ以後の適当な時期に実施し、大学側の申合せに御協力下さるようお願い申し上げます。

因みに前記の大学側の推薦期日とは、大学が求人側から推薦の申込を受けた後に、大学として特定の学生が採用試験を受けるために必要な文書を作成してこれを求人側に送付し、その文書が求人側に到着する日の最も早い限度を云うのであります。

なお大学の中には年二期に試験を行いその成績を推薦の文書に加えるため、十月中旬以降でなければ推薦を開始しないものがあり、例えば北海道、東北、東京、名古屋、京都、大阪、神戸、九州の国立八大学の法、経済、経営の各学部では十月十五日以降推薦開始を申合せ、又国公立大学の工学部では推薦状を十月十三日（同一都道府県内に所在する採用申込者に対しては十七日）以後に発送し、業界側の採用試験は十月二十日以後に行う旨日本工業教育協会の大会で決議し、業界側の協力を希望しておりますので、念のために申し添えます。

参考資料 一

（昭和二十九年六月二十二日）

各国公立大学長ならびに短期大学長あての通知

文部省大学学術局長より

大学が求人側に対し卒業予定者を推薦する時期について

このことについては、学生が在学中に十分な教育効果をあげその修得した能力にふさわしい職場につくことができるようにするため、昨年度においては、十月一日以降とすることの申合せが行われ、かなりの成果をあげたのであります。本年度においても、この問題について、さる六月七日の文部省における別紙一（省略）のような懇談会において、一応の話し合いがなされその後も引き続き関係者間で御協議ねがった結果、各大学は下記の申合せをすることについて意見の一致をみましたので、ここに御通知いたします。

ついでには、文部省としても、別紙写のような依頼書（省略）を業界側

にも送付しましたが、この申合せが大学側において実行される限り、業界側の協力も得られることと思えますから、各大学におかれては、この申合せの実現に積極的に御協力下さるよう特にお願いいたします。

記

「推薦時期についての申合せ」

学生が最終学年で、なるべくおちついて勉学に努めようよう考慮して、各大学は、求人側に対して、十月一日より早くは卒業予定者を推薦しないことを申合せたので、業界側におかれても、推薦申込みと採用試験の時期の決定に際して、この申合せに御協力をおねがいたします。

（注）一、ここにいう推薦とは大学が求人側から推薦の申込みを受け付けた後

に、大学として、特定の学生が採用試験を受けるために必要な文書を作成して、それを求人側に送付することをいい、上記の期日は、その文書が求人側に到着する日の最も早い限度を示す。

二、この申合せをした大学の中には、年二期に試験を行い、その成績を推薦の文書に加えることを必要と認めそのため十月中旬以降でなければ推薦を開始しないものがある。

参考資料 二

（昭和二十九年七月三日）

国立八大学法経学部の就職推薦期日に関する申合せ

昭和三十年三月卒業見込の学生の就職に関して、下記の国立八大学の法学部・経済学部・経営学部では、本年十月十五日から推薦を開始することを申合せました。ついでには、業界各位におかれましても、それ以後の時期に採用のための選考を実施するように、是非とも御配慮戴きたいと存じます。なお、採用のお申込に当つては、採用試験の期日を併せてお示し下さいますようお願い申し上げます。

北海道大学 東北大学 東京大学
名古屋大学 京都大学 大阪大学

参考資料 三

(昭和二十九年七月十日)

日本工業教育協会第二回年次大会における 大学卒業予定者の就職推薦並びに選考 試験の時期等に関する決議

日本工業教育協会では去る昭和二十九年三月の工学関係大学及び学部卒業者の就職に関する事務を十月十五日以後に於てのみ行う旨を申合せ、実施の結果が概ね良好であつたので、これに多少の改良を加え、昭和三十年三月卒業予定の学生に対する就職希望先への推薦事務及び採用者側の選考時期等に関し昭和二十九年次大会において下記事項を決議する。

記

一、以下各項の申合せをする目的は、大学卒業予定者が最終学年の前半学期の授業及び試験が終了する迄、選考試験、面接等の為の旅行其他に煩わされる事なく、落付いて学修出来る様に計らい大学の工業教育を円滑に遂行せしめ、且採用予定者のよりよい成業を期待するに在る事を、採用者側、大学側共に再確認する。

二、採用者側が大学に昭和三十年三月卒業予定者(大学院学生を除く)の採用申込をする場合には、選考の日時、場所等の予定を立てて申込む。そしてこの予定はなるべく変更しない様希望するが止むを得ず変更した場合でも、新たな予定は選考の十日前迄に大学に通知する。

三、大学が学生に採用者側からの求人申込を發表するのは九月十日に開始する。

四、大学は採用者側にその要求する就職希望者の氏名、写真、戸籍書類、履歴書、人物調書、成績証明書、推薦書等を十月十三日(同一都道府

県内に所在する採用申込者に対ししは十七日)以後に發送する。但し就職希望者の人数だけは随時求人申込者からの要求に応じ現況を大学から通知する事は差支えない。

五、採用者が施行する選考試験、面接等は十月二十日以後に行う。

(附記)工学関係の分野に於ける前掲の申合せに理学その他の分野に於ても同調される様希望する。(特に化学工業関係会社では、理工両分野から卒業予定者を選考する場合が少くないから)

以上